

平成24年第6回（6月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成24年6月8日(金)  
開 会 10時00分 閉 会 10時53分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 14名

出席委員数 13名

欠席委員数 1名

欠員委員数 1名

出席委員の氏名

	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	矢頭 道雄
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸

欠席委員の氏名 奥家 信弘

オブザーバー出席 是木 輝義

4. 付議事項

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について

議案第11号 吉富町農用地利用集積計画の承認について

その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 榊 秀治

事務局職員 和才 薫

6. 会議の概要

事務局 委員の皆さんおはようございます。本日は総会に入ります前にご了承いただきたいことがございます。今回、農業共済組合より推薦いただいていた是木会長について、共済組合理事の任期満了に伴い退任となりましたので、今回は職務代理者である瀬口副会長により招集及び議事進行をお願いしております。なお、是木会長につきましては現在議会での推薦といった動きがあり、この6月議会中において結論が出される予定ですので、今回はオブザーバーとして特に出席をお願いし、来ていただいておりますのでご了承をお願いします。

それでは、ただ今より平成24年第6回農業委員会を開催いたします

す。本日は奥家委員から都合により欠席の連絡がきておりますので、14名中13名の委員の出席となり総会は成立しています。また、本日は農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により瀬口副会長に職務代理者として議事を進めていただきますのでよろしくお願ひします。それでは開会に先立ちまして瀬口副会長よりご挨拶をお願いいたします。

瀬口副会長 委員のみなさんおはようございます。ただ今事務局より説明のあったとおりです。急なことで不慣れではありますがよろしくお願ひします。それでは、早速会議を始めさせていただきます。まず、本日の議事録署名人に賀部委員と豊田委員の2名を指名します。それでは議事に入ります。議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に沿ひ朗読説明

瀬口副会長 それでは、地元委員の石丸委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。

石丸委員 いままで管理者がいず隣近所に迷惑をかけていた農地であり、今回畑を作るということであり問題はないと思います。

瀬口副会長 石丸委員並びに事務局より説明並びに報告がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします

(質疑なし)

それでは、議案第9号につきまして承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

では、「議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について」は承認することと決めます。

つづいて、「議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料に沿ひ朗読説明

瀬口副会長 それでは、地元委員の高原委員さん、申請地の状況など何か補足説明がありましたらお願いします。

高原委員 今事務局より説明があったように、先に工事をしているということでの始末書付きですが、奥の方が住宅への乗入を確保するための申請であり、手前の乗入口の方の同意書もついており特に支障はないと思います。

瀬口副会長 高原委員並びに事務局より説明並びに報告がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手お願いします

(質疑なし)

では、議案第10号について、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

では、「議案第10号 農地法第5条の規定による許可申請について」は承認することと決めます。

つづいて、「議案第11号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは説明いたします。（議案朗読）

吉富町農用地利用集積計画ですが、市町村長が農用地利用集積計画を定める場合には、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を経るとなっています。別添資料No.1をごらんください。

今回6月の利用権設定の件数は、新規は33件で31,415㎡、更新は123件で125,971㎡、合計は156件で157,386㎡となっています。農用地利用集積計画の各筆毎の内容につきましては、一覧表を添付しておりますのでご覧ください。また、原本は回覧していただいておりますのでご確認ください。

瀬口副会長 事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします

（質疑なし）

それでは、議案11号につきまして承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

では、「議案第11号 吉富町農用地利用集積計画の承認について」は承認することと決めます。つづいて、その他についてですが、何か委員さんよりございませんか？

（特になし）

事務局から何かありますか？

事務局

先程、土地改良区より連絡あり「揚水の時期であり問合せが多い内容について農業委員の皆様を紹介して欲しい」とのことですので、内容を紹介します。「山国川から本町が農業用水としてくみ上げられる水利権を有する期間は、国土交通省との契約により、6月1日から6月7日までが代掻き期として試運転程度しかできない期間で、6月8日から10月15日までが正式に水を取水する権利がある期間となっているので、8日からしか本格稼働ができない。また、周辺の麦の刈り取り状況を勘案しその都度、水利委員会にて揚水日時を決定するので遵守と協力を願いたい。」との事です。

是木委員

補足ですが、池の放水も改良区の水を入れているので不公平にならないように同様な取り扱いを願います。

高原委員

それは、改良区の理事がしっかりルールを決めればよいことだと思います。また、界木のリサイクルポンプの稼働について、以前総代会の資料を見たとき改良区の揚水時期の時期より早い日程で揚水しているようだが、公平にするならそれも足並みをそろえて欲しい。揚水の時期を早めに揚げるため、田植えが早まり小麦などが作れない状況である。池であれ水路であれ、自然の水以外は改良区がルールを決めそれを守るように指導してほしい。

瀬口副会長

幸子では私が水の管理も行っているが、麦が終わるまでは水路に水はながさない。大体6月10日頃を目指し皆が苗をしたて、田植えを

行うようにすれば、麦も植えられるようになると思う。また、今は改良区が水を揚水しだすとその日の夕方しか放送をしていないが、直ぐに今から流すと放送してほしい。そうしないと気づかない人は一日無駄にしてしまう。

事務局 今後は、なるべく早めに放送するように係りに話をします。また、改良区の揚水や池、水路について揚水にかかる水利については、土地改良区がルール化を行う必要があると思います。

是木委員 改良区にて相談をしてみます。

豊田委員 放棄田についてですが、今吉にも背高泡立ち草が生えているようなところがあるが、有効な手立てはないか？

事務局 今の時期、毎週のように農業委員会名にて所有者に現場写真と害虫が出ている写真等を添付し適正管理指導の文書を送ったり、直接指導しているが、返事は良いんですが、なかなか直ぐには対応してもらえない場合がおおいので、顔がわかるような場合は農業委員さんからも一緒に指導を願います。

和才委員 幸子あたりは、背高泡立ち草が生えているようなところはフレールモアで刈り取りとっており、後も粉々になり耕運もしやすくなるので参考にしたら良い。

事務局 町内で何件かフレールモアを有料で、目安の7,000円で紹介した案件があります。

恒成委員 転用の場合、建売分譲と宅地分譲があるが違いは何か？

事務局 建売分譲は家を建てて土地とともに売り出すことで、宅地分譲は土地のみを売り、買主が好きな家を建てることです。ちなみに、都市計画の用途地域内の場合のみ宅地分譲の転用申請が可能で、農振地域内では建売分譲申請しかできません。

瀬口副会長 ないようでしたら、次回の委員会の日程ですが、事務局お願いいたします。

事務局 次回は予定通り7月10日（火）10:00から当会場を提案しますがどうでしょうか

（異議なし）

瀬口副会長 それでは、これもちまして平成24年 第6回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時53分 閉会